

1 自主防災組織をつくりませんか？

市では、地域の防災力を高め、安全で住みよい地域づくりを推進するため、自治会、町内会等が行う防災活動に対し助成金を交付します。

【災害が発生すると】

災害が発生した場合、市や警察、消防等の防災機関は総力を挙げて応急対策を行います。

しかし、大規模な災害が発生すると、交通の阻害や同時多発する火災等への対応から、その活動能力は著しく低下してしまい、被災



地対応に時間を要することになりますので、地域で協力して被害を最小限に抑えたり、被災した人を救助することが必要です。

阪神・淡路大震災の際は、生き埋めや建物などに閉じ込められた人のうち、約67%が自力または家族に助けられたといい、約30%は隣近所または通行人に救助されたという調査結果が出ています。

【自分たちのまちは自分たちで守る】

一刻を争うような災害直後の救助は、周りにいる人、地域住民にしかできません。

いつ起こるか分からない災害に日頃から準備することは、簡単なことではありませんが、地域住民が「自分たちのまちは、自分たちで守る」という連帯感に基づいて、地域のみなが集まり、連携して地域の安全を守る体制を築くことは、地域の防災力の向上や良いコミュニケーションづくりを推進する上でも重要です。

【自主防災組織活動の推進】

市では、自主的に結成され、地域防災のために活動する「自主防

災組織」を応援し、活動の活性化を図るため、「仙北市自主防災組織活動推進費助成金」制度を創設しました。

【仙北市自主防災組織活動推進費助成金】

◎助成対象となる自主防災会

活動の拠点となる施設が決まっ
ていて、行政区や町内会等を単位とした地域型の防災活動を行い、市に対し設立の届出ができる団体で、区域のほぼ全世帯で構成し、連絡網、規約等が整備されていること。(活動拠点施設が他の町内会等と重複する場合は、一の自主防災組織として結成してください)

◎助成金額

構成世帯数に500円を乗じた額に2万円を加算した額を基本額とし、訓練等の実施項目ごとの助成率によって助成金額を決定します。ただし、5万円を上限とします。

●助成の条件等、詳細は、
環境防災課 交通防災係

☎(43) 3308
へお問い合わせ下さい。

2 5月31日 夜間納税窓口開設のお知らせ

日中、仕事などで市税を納めることができない方のために、夜間納税窓口を開設します。

また、諸事情により市税を納めることが困難な方のために納税相談窓口も併せて開設しますので、お気軽にご来庁ください。

●日時／5月31日(金)
17時15分～19時

※開設時間に都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。

●場所／税務課、角館・西木地域センター

●問合せ／税務課(田沢湖庁舎)
☎(43) 1117

※多重債務に関する相談も随時行っていますので、ご遠慮なく来庁またはご連絡ください。

【平成25年5月31日納期限の税目】
口座振替日も納期限と同日ですので、前日まで通帳の残高をご確認ください。

◎固定資産税・第1期
◎軽自動車税・全期

3 秋田駒ヶ岳へ登山される皆さんへ

秋田駒ヶ岳山開き参加者募集

- 角館地域センター(サポートセンター) ☎43-3309
- 西木地域センター(サポートセンター) ☎43-2200
- 松木内出張所(サポートセンター) ☎48-2001
- 上松木内出張所(サポートセンター) ☎49-2159

夏山シーズンをひかえ、登山者の安全を祈願するため、岩手県東石町と合同で山開きを開催します。

式典終了後、記念登山を実施し、駒ヶ岳(男岳)頂上で栗石町と交歓会、下山後は、合同の交流会を開催します。参加を希望される方は、5月24日までに観光課へお申し込みください。

- 日時／6月1日(土)
- ◎9時 市役所田沢湖庁舎出発
- ◎10時10分 神事
- ◎10時40分 記念登山出発(天候により中止の場合があります)
- ◎12時 男岳頂上で栗石町と交歓会
- ◎13時 駒ヶ岳八合目へ下山(下山後、仙北市を会場に合同交歓会)

●式典会場／駒ヶ岳八合目登山口
※山開き、記念登山への参加は無料ですが、下山後の合同交流会に参加される方は、別途会費(3千円)をご負担いただきます。
※記念登山に参加される方は、各自で保険に加入してくださるようお願いいたします。

マイカー乗り入れ規制のお知らせ

混雑解消と自然環境保護のため、駒ヶ岳登山口(かもしか駐車場分岐点)から駒ヶ岳八合目までの区間で、マイカーの乗り入れが規制されます。

規制実施日は、マイカーでの進入ができませんので、ご協力をお願いいたします。

- 問合せ／観光課(角館中町庁舎)
☎(43) 3352
FAX(54) 4102
- 規制期間／6月1日～10月31日までの土・日曜日、祝日と、6月21日～8月19日までの平日
- 規制時間／5時30分～17時30分
- ※八合目駐車場の状況により、規制時間前でも乗り入れを規制する場合があります。
- 規制対象／全車両。ただし、バス(乗車定員11人以上のマイカーバスを含む)、タクシー、ハイヤーおよび許可車両は除きます。
- ※ホイールベース5.5以上の大型車両は通行できません。
- ※規制対象以外の車両は、定期バスに続いて通行してください。
- 代替バス／規制実施日に、高温泉と駒ヶ岳八合目間に定

4 普通共有林野区域内の入山規制と入山許可証の交付について

昭和58年度から実施している普通共有林野区域内の入山規制を、今年度も引き続き実施します。

つきましては、共用者(仙北市民)に対する入山許可証(個人券)の交付を、次のとおり開始します。必要の方は、事前に最寄りの交付場所へ申請し、お受け取りください。

※料金徴収所(小和瀬、黒石)では交付しません。

- 入山許可証の交付場所／
◎田沢湖地区にお住まいの方／
田沢湖地域センター、田沢・神代出張所
- ◎西木地区にお住まいの方／
農山村活性化課(西木第2庁舎)、
松木内・上松木内出張所
- ◎角館地区にお住まいの方／

●市外の入山者は、1人1日千円を徴収します。
●入山許可証交付申請を依頼されて来られる方は、あらかじめ依頼人の住所・年齢・電話番号を確認のうえ、申請してください。

【入山規制について】

- 有料採取を行う区域と料金徴収場所／
◎田沢湖田沢字小和瀬沢国有林ほか1万5685畝
- ◎小和瀬林道入口、黒石林道入口の2か所
- ※黒石林道は、起点から1.2キロメートル地点で崩落事故のため、当分の間通行止めとなります。
- 今シーズンも、新玉川温泉からぶな沢林道を通る迂回路となりますので、ご注意ください。
- 入山規制開始予定日／6月1日(土)を予定(変更する場合有)
- 問合せ／仙北市普通共有林野運営協議会 事務局 田沢湖地域センター ☎(43) 1147

- 角館地域センター（サポートセンター） ☎ 43-3309
- 西木地域センター（サポートセンター） ☎ 43-2200
- 松木内出張所（サポートセンター） ☎ 48-2001
- 上松木内出張所（サポートセンター） ☎ 49-2159

- 総務課 ☎ 43-1111 ●ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>
- 田沢湖地域センター（サポートセンター） ☎ 43-1115・43-1147
- 田沢出張所（サポートセンター） ☎ 43-1351
- 神代出張所（サポートセンター） ☎ 43-1352

5 倒産や解雇などにより離職された方へ 非自発的失業者に係る 国民健康保険税の軽減制度のお知らせ

国民健康保険には、倒産や解雇により離職されたなど一定の要件を満たす方について、国民健康保険税の算定に用いる所得のうち、給与所得を100分の30に減額して負担を軽減する制度があります。

対象となるのは離職した本人のみで、給与所得以外は軽減されません。

●対象となる方／次の全ての条件を満たす方が対象となります。

- ①平成21年3月31日以降に離職された方
- ②離職日時点で65歳未満の方
- ③雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）または特定理由離職者（雇用期間満了等による離職）

※特定受給資格者または特定理由離職者は、雇用保険受給資格者証中、離職理由の番号（コード）で確認できます。

◎特定受給資格者理由コード…
11、12、21、22、31、32

◎特定理由離職者理由コード…
23、33、34

※雇用保険受給資格者証はハローワークで発行しています。

※雇用保険受給資格者証に上記の理由コード番号が記載されている方が対象となります。

ただし、雇用保険の特例受給資格者（短期雇用者の離職に対する一時金の給付を受ける人）および高年齢受給資格者（65歳以上の離職に対する一時金の給付を受ける人）は、軽減措置の対象とはなりませんので確認の際ご注意ください。（特例受給資格者の資格者証の右上には「特」、高年齢受給資格者の資格者証の右上には「高」が記載されています）

●軽減適用期間／軽減が適用される期間は、離職の翌日の属する月からこの月の属する年度の翌年度末までの期間です。

離職日	軽減適用期間
平成21年3月31日～平成22年3月30日	平成23年3月まで
平成22年3月31日～平成23年3月30日	平成24年3月まで
平成23年3月31日～平成24年3月30日	平成25年3月まで
平成24年3月31日～平成25年3月30日	平成26年3月まで
平成25年3月31日～平成26年3月30日	平成27年3月まで

※手続きが遅れても、さかのぼって軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。ただし、その後再び離職し、その離職により新たな雇用保険の受給資格が発生しなかった方については、国保再加入時に以前の軽減対象期間内で再度軽減の適用を受けることが可能です。

※転入前の市区町村で国民健康保険（料）の軽減措置を受けていた方が、引き続き当市で国民健康保険に加入される場合は、再度、軽減措置のための申請が必要ですので、お忘れのないよう手続きを行ってください。

●届出に必要なもの／

- ①雇用保険受給資格者証（紛失・滅失された方は、ハローワークで再交付を受けてください）
- ②失業者本人の国民健康保険被保険者証
- ③世帯主の印鑑（認め印でも可）（届出者が世帯主となるため）

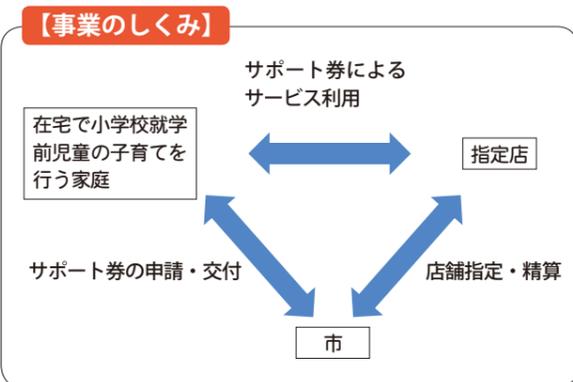
※事務課（田沢湖庁舎）、角館・西木地域センター、各出張所で申請してください。

●問合せ／事務課 市民税係 ☎ (43) 1117

6 在宅子育てサポート事業に関する指定店を募集します

市では、7月1日から、在宅で小学校就学前児童の子育てを行う家庭に対し、市が指定する有料の子育て関連サービスの支払いにあてることができる「子育てサポート券」を交付する在宅子育てサポート事業をスタートします。

このたび、「子育てサポート券」を取扱っていただける指定店を募集しますので、ご協力いただける場合は指定申請してくださいようお願いいたします。



指定店の募集を行う有料の子育て関連サービス（※サービスメニューはこの他にも有り）

サービスメニュー	サービス内容	指定店（募集）
子育てタクシー	子育てタクシーの利用料金にあてることができます。	「子育てタクシー」登録を行っているタクシー会社
絵本の購入	仙北市図書館が指定する「お勧め絵本」の購入費用にあてることができます。	市内の書店
記念写真撮影	子どもを含んだ記念写真の撮影とプリント料金にあてることができます。	市内の写真店
パースデーケーキの購入	子どものパースデーケーキの購入費用にあてることができます。	市内の菓子店

●指定店の申請手続・問合せ／子育て推進課にお電話ください。指定申請書の提出等についてはご案内します。

☎ (43) 2280

●申請期限／5月30日（木）まで

7 にしきのフラワーロード105一斉植栽日の変更について

毎年7月第1日曜日に開催していましたが、「にしきのフラワーロード105一斉植栽日」を、今年に変更して行います。

ここ数年植栽日前後の気温が高く、花の定着が悪い状況が続いているため、今年は6月最終日曜日に行いますのでご理解とご協力をお願いいたします。また、当日は多数のご参加をお待ちしています。

●開催日／6月30日（日）雨天決行

●場所／国道105号沿い（西木町堂村〜西荒井間）道路花壇

●日程／

- ◎9時～ 開会行事（西木庁舎前）
- ◎9時15分～ 植栽開始
- ◎11時30分 終了予定

花いっぱい運動 マリーゴールド苗の配布について

にしきのフラワーロード105一斉植栽の事業に合わせ、地域で植栽を希望する集落・団体等へマリーゴールドを配布し



ています。ご希望がありましたらお近くの公民館へお申し込みください。なお、自宅等への植栽の場合は対象なりません。

- 申込方法／集落・団体名および代表者名・代表者電話番号・必要な苗本数（50本単位、黄色とオレンジ色があります）を公民館へ電話かFAXでお申し込みください。
- ◎西木公民館 ☎ (47) 3100 FAX (47) 3140
- ◎田沢湖公民館 ☎ (43) 1061 FAX (43) 1226
- ◎角館公民館 ☎ (54) 1110 FAX (54) 1521
- 申込期限／5月23日（木）
- 苗配布場所／西木地区の方は、一斉植栽終了後（11時30分頃）に西木庁舎で配布します。田沢湖地区・角館地区の方は、7月2日（火）10時から14時までお申し込みいただいた各公民館で配布します。

●問合せ／生涯学習課（角館庁舎） ☎ (43) 3388

平成25年度仙北市職員
(大学卒一般行政職)
採用試験のお知らせ

- 総務課 ☎ 43-1111 ●ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>
- 田沢湖地域センター(サポートセンター) ☎ 43-1115・43-1147
- 田沢出張所(サポートセンター) ☎ 43-1351
- 神代出張所(サポートセンター) ☎ 43-1352

- 試験区分/大学卒・一般行政職
- 採用人数/若干名
- 受験資格/
 - ①昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方
 - ②平成4年4月2日以降に生まれた方で、大学卒または平成26年3月卒業見込みの方
- 第1次試験/
 - 日時/7月28日(日) 9時~試験受付
 - 会場/ノースアジア大学(秋田市下北手桜守沢46-1)
 - 内容/大学卒業程度の教養試験
- 第2次試験/第1次試験合格者に通知します。
- 申込用紙の請求/申込用紙・受験案内は、5月29日(水)から、田沢湖庁舎は総務課、角館庁舎・西木庁舎は地域センターで交付します。
- 郵便請求の場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して140円切手を貼った返信用封筒(角型2号サイズ)を必ず同封して、総務課職員係へ郵

- 送してください。
- なお、普通郵便の事故および電子メールによる請求には対応できません。
- 申込手続き/申込書と自己紹介書には所要事項を全て記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6センチ、横4.5センチの写真1葉を貼って、総務課職員係あてに提出してください。(郵送可)
- なお、角館・西木地域センターでは、受付しません。
- 申込受付期間/6月12日(水)から7月3日(水)まで(土・日曜日を除く、8時30分から17時15分まで)
- 郵送の場合は、7月3日必着に限りません。
- 今回は「大学卒一般行政職」のみのお知らせです。
- 他の職種の採用試験については、広報せんぼく7月16日号に掲載予定です。
- 申込・問合せ/
 - 仙北市総務課総務課職員係
 - 〒014-1298
 - 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地 ☎(43) 11111



市民参加型インフラ維持整備事業への資材支給の募集について

市民が参加し生活環境の改善を図るため、地域のインフラ維持整備を行う場合、これに必要な資材の支給を行います。

- 対象者/仙北市在住の市民で、市長が適当と認める団体(市民団体、ボランティア団体等)
- 対象となる事業場所/認定道路以外の道路で、公共性の高い道路および地域が共同で使用する

- 水路等
- 対象物・対象件数/側溝等のコンクリート構造物、砂利、砕石、舗装用材等。ただし、消耗品的なものは対象外(1申請あたり10万円を上限とし、年度を通じて1回の支給となります)
- 支給対象事業は申請順を基本としますが、地域的偏差が認められると市長が判断した場合、当該事業を対象としない場合があります。
- 申請方法/資材の支給を受けようとする団体は、下記募集期間内に資材支給申請書を市長あてに提出してください。
- ※申請書用紙は、建設課および各地域センターにあります。
- 仙北市ホームページからダウンロードもできます。
- 募集期間/5月15日(水)~
- 資材支給日/事業着手の前日までに施工場所へ運搬して支給します。
- 申請先・問合せ/
 - 仙北市建設課 監理係
 - 〒014-0592
 - 仙北市西木町上荒井字古堀田47番地 ☎(43) 2294
 - Fax (47) 2166

仙北市の放射性物質測定状況

(4月測定分)

給食食材

検査調理場	検査月日	検査品目	産地	セシウム134	セシウム137
生保内保育園	平成25年4月19日	たまねぎ	北海道	測定下限値未満	測定下限値未満
神代保育園	平成25年4月19日	きゅうり	宮城県	測定下限値未満	測定下限値未満
にこにこ保育園	平成25年4月19日	人参	徳島県	測定下限値未満	測定下限値未満
ひのきない保育園	平成25年4月19日	もやし	秋田県	測定下限値未満	測定下限値未満
角館保育園(白岩小百合保育園、角館西保育園、中川保育園)	平成25年4月19日	じゃがいも	北海道	測定下限値未満	測定下限値未満

※角館地区の保育園では、角館保育園が給食食材を一括購入しています。

- ▶一般食品基準値:100Bq/kg以下(一般食品、平成24年4月1日より適用)
- ▶問合せ/【学校給食】教育委員会教育指導課(角館庁舎) ☎ 43-3382
- 【保育園給食】子育て推進課(西木庁舎) ☎ 43-2280

固定資産税の過誤納金還付について

仙北市長 門 脇 光 浩

先月、固定資産税の過誤納金還付について、一部報道機関が新たな事実が発覚したかのような表現で報道が行われました。同事案は昨年度から市議会に報告し、既に対応を行っているもので、報道は誠に遺憾です。なお同事案に対する報道機関への抗議や新たな事実の確認については、5月2日の臨時議会でも報告しましたが、広報紙面で改めて市民の皆様へ説明をさせていただきます。

平成24年度に市内に商業施設を有する事業者から、仙北市固定資産税評価審査委員会に家屋の評価額について審査申出があり、仙北市固定資産税評価審査委員会の審査の結果、価格の減額決定がなされました。市はこの判断を受け、平成25年3月議会定例会に、地方税法の規定に基づき過去5年分の差額と加算金を合わせた予算656万5千円を補正予算にお願いし、議決をいただいた上で、3月末に事業者にお返ししました。事案発生の原因は、評価の誤認と電算機への入力ミス等によるものです。

本事案についての新たな事実は、4月8日にこの事業者から、5年分の還付について異議申出書が提出され、仙北市固定資産税過誤納金取扱要綱に基づき、あと5年分の還付を求められていることです。この対応では市の顧問弁護士と検討を行うなど、要綱の適用について協議をしています。要綱を適用し今後さらに5年の還付が妥当との方向性が示された場合は、議会の皆様へ説明の機会をいただき、6月議会定例会に関係予算をお願いすることも考えています。

なお、この建物と類似する他の家屋についても、同様の課税誤りがあったかどうか、洗い出し作業を進めています。しかし、15年以上前に建てられたものであるため、報告ができる精度に高まるには、今少しのお時間をいただきたいと思います。

皆様にはご迷惑をおかけし、心よりお詫びを申し上げます。